

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第 17 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 10 月 22 日 (月)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 7 時 06 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	-		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐 : 竹内 一敏 財産管理課管材係主幹 : 福井 一朗 庁舎整備局主任 : 宮崎 学 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	9 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海新聞、建設工業新聞、朝日新聞、読売新聞、 NHK、日本海ケーブルネットワーク		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後 1 時 00 分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それではただいまから第 17 回鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開会をいたします。皆さまがたのお手元に今日まで特別委員会、あるいは調整会議等で議論をいたしてまいりました御意見等を事務局と整理をさせていただいたペーパー 3 枚をお手元に配布をいたしております。本日の委員会は 10 月 12 日までに行われました特別委員会及び調整会議で協議をいただいた日本設計に対する調査業務の確認をお諮りしたいと思います。

まず、お手元に配布しております 1 枚目のペーパーでございます。鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案の内容（調整会議での確認事項を含む）を御覧をいただきたいと思ひます。こちらの一覧表は住民投票で選択肢とした耐震改修及び一部増築案の計画条件となります。それでは事務局に朗読させます。勝井次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。1 ページの①になります、鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案の内容（調整会議での確認事項を含む）を整備範囲、本庁及び南側駐車場の範囲、市民会館の敷地は含まない。A 既存本庁舎改修、1 現庁舎の概要、鉄筋コンクリート造り地上 6 階地下 1 階建て、延べ面積 6,800 ㎡内地下 1 階 380 ㎡。2 改修部分の概要、2 の 1 建物規模、地上 6 階地下 1 階 5,900 ㎡。2 の 2 性能、耐震性能構造体 I 類、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類、2 の 3 改修内容、免震改修、1 階基礎免震、地下 1 階部分柱頭免震。②建物本体は現状維持を基本とし、既存遡及に係る事項は改修する。（内装制限、非常用照明、たて穴区画）。③設備は免震改修に係り必要となる改修を行う。④ペアガラス（1 重サッシカバー工法）の整備、⑤居ながら工事（地下 1 階の機能も継続利用）。3 解体部分の概要、1 解体範囲、本庁舎西側 2 階建部分 900 ㎡。

B 新第 2 庁舎新築、1 建築規模、地上 5 階地下 1 階約 4,380 ㎡、地上約 3,650 ㎡、庁舎機能、地下約 730 ㎡、駐車場機能、半地下駐車場と接続。2 耐震性能、構造体 I 類、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類、免震構造、地下 1 階柱頭免震。

C 半地下駐車場、1 建築規模等、屋外平面駐車場、新第 2 庁舎地下駐車場とあわせて 150 台の駐車施設、駐車台数 100 台、上部にふれあい広場 1,650 ㎡、トイレ設備、エレベータ設備。

D 外構等、1 残置建物、倉庫ブロック造り、書庫ブロック造り存置、駐輪場（鉄骨造）は解体撤去、駐輪場内の倉庫機能は別途確保する。2 駐車場、駐車台数 50 台、駐輪台数仮設定、自転車 164 台、原付 7 台。3 渡り廊下、鉄骨造（耐震構造）、1 フロア接続、内部通路、屋根、壁あり、有効幅員 1.8m 程度。

E 工期、約 2 年、平成 26 年度中の整備完了、仕様書案内の概要を参考に記載。

F 建設費等、約 20 億 8,000 万円（建設費約 20 億円、設計監理費約 8,000 万円）と以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ただいま朗読をいただきました。それではこれより確認を取りたいと思ひます。この鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案の内容については記載のとおりでよろしゅうございますか。はい。それでは異議なしと認め決定をさせていただきます。なお、調査業務につきましても、今の記載のとおりとさせていただきます。次に 2 枚目のペーパーを御覧い

ただきたいと思います。調整会議で、日本設計さんとの調整会議の中で明らかになった仕様書の内容に対する課題を御覧をいただきたいと思います。それでは、引き続き事務局に朗読をさせます。勝井次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 ②調整会議で明らかになった仕様書の内容に対する課題。A既存本庁舎改修、2改修部分の概要、2の3改修内容、免震改修の工法、1階基礎免震、地下1階柱頭免震について。現状維持を基本とするが、電気設備及び空調設備で実現できない。電気設備（受変電設備、自家発電設備は新規設備が必要）。エネルギーセンターもしくは新第2庁舎の先行建設が必須。工期が3年から必要となる。空調設備は別のシステムへの変更が必須。上記に伴い内装工事の共連れ工事も発生。居ながら工事も難しい。居ながら工事について、居ながら工事ができない、1階床が土間コンのため床を撤去、再構築する必要がある。前回柱頭免震を、これは選択ということで線をちょっとお願いします。柱頭免震を選択した場合、空調のやり替えが必要となり、居ながら工事が困難。3解体部分の概要、免震改修のためには南側1階部分を解体範囲に追加必要がある。

B新第2庁舎新築、1建物規模、本庁舎南側1階部分を解体範囲に追加する必要があり、その部分の面積が庁舎の全体面積から減ってしまう。地下駐車場の階高等について。調整会議で提示のあった有効高さ2.3m階高3.1mでは有効高さが確保できない。水槽（防火水槽、汚水槽、雑用水槽等）を設置するためのピットがない。

C半地下駐車場、2駐車場、駐車台数100台が納まらない。半地下駐車場の階高等について、調整会議で提示があった有効高さ2.3m、有効階高3.0mでは有効高さが確保できない。外溝等駐車場。駐車台数50台が納まらない。工期3年以上。建築費等上記課題の解決をしないと算定不能。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から朗読いただきましたけれども、これまで調整会議で明らかになった仕様書の課題については御覧をいただいたとおりでございます。調整会議で明らかになった仕様書の内容に対する課題の一覧表でございますが、このように整理をさせていただきました。御異議ございませんでしょうか。いいですか、はい。それでは御異議なしと認めて先へ進めさせていただきます。

次にお手元に配布しております3枚目のペーパーでございます。調整会議で協議をして変更した条件等を記載しております。御覧をいただきたいと思います。こちらの一覧表は、調整会議で明らかになった仕様書の内容に対する課題を解決し、積算をするために調整会議で協議し、変更した条件等の一覧となっております。それでは事務局に朗読をさせます。勝井次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 では3ページ、③調整会議で協議して変更した条件等。A既存本庁舎改修。2改修部分の概要、2の1建物規模について、※1により床面積が現5,900㎡が5,850㎡。2の2性能について。建築設備甲類を満足するため、新第2庁舎に設ける設備の仕様書等を上げる。2の3改修内容について。免震改修の工法について基礎免震とする（地下1階を含む）地下1階の電気設備及び熱源空調機の継続利用を可能とするため。居ながら工事について。1階床を撤去せず居ながら工事を優先する。3解体部分の概要、本庁南側1階部分ドライエリア49.42㎡を解体範囲に追加する。

B 新第2庁舎新築。建物規模、※1により本庁南側1階部分ドライエリア解体相当分を建物面積に追加する。全体約4,380㎡から約4,430㎡、地上約3,650㎡から約3,700㎡、地下約730㎡変更なし。地下駐車場の階高等につきましては、階高4mとする。水槽（防火水槽、汚濁槽、雑用水槽）等設置のため、ピットを設ける。

半地下駐車場。1建物規模等、駐車スペースを最大限確保、地上との合計で150台確保しなくともよい。半地下駐車場の階高、階高3.3mとする。

外講等。2駐車場、駐車スペースを最大限確保するため、本庁左側回転スペース、本庁西側タクシープール及び車回し等は設けない。

E 工期、本庁の居ながら工事を前提として必要な工期を算出する。

F 建設費等、変更となった与条件を前提にコスト算出する。以上でございます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ただいま事務局が朗読をいたしましたけども、これは特別委員会あるいは調整会議等で委員の皆さんからたくさん御意見をいただいたものを文章に整理をさせていただいたものでございます。それではこれより確認を取りたいと思います。この調整会議で協議して変更した条件等については記載のとおりでよろしゅうございますか。はい。異議なしと認め、調査業務につきましては調整会議で協議して変更した条件等に記載のとおりといたします。それでは、以上の条件による検証した報告書を作成してまいりたいとこのように思います。それでは、はい、房安委員。

◆**房安 光 副委員長** 最初の2号案では実施できないということで、代替案としてこの③のペーパーが出てきているわけですが、前回の委員会でも確認をいたしましたけども、検証結果はこれこれこれできないというのがそれが検証結果であって、変わりにこうしますよと、こういう条件でやってくださいというのは代替案であるという確認も取っていただきたいと思えます。

◆**橋尾泰博 委員長** ただいま、房安委員の方からただいまのような提案と言いますか、確認ということの御意見が出てまいりました。これにつきましての委員の皆さんの御意見を頂戴いたします。どなたからでも結構です。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 代替案ってということ、ちょっとよく理解できませんけれども、とりあえずこれ住民投票にかけた2号案を検証するというかたちで、この特別委員会で議論してきて、日本設計に検証していただいているわけですが、その2号案でやはり基本は2号案、住民投票にかけた2号案というものが基本だというふうに。その中で2号案を検討する中で、本庁の場合であれば、基礎免震と柱頭免震というふうなかたちになっているけれども、柱頭免震はいろんな議論、さっき整理したような関係で議論した中で基礎免震と柱頭免震でやるということはなかなか難しいじゃないかというふうな考え方の中で、柱頭免震をあれしたって基礎免震というふうなかたちになってきているわけです。ですから、この2号、増築部分にしても駐車場の問題にしても、駐車場を150というかたちになっているけども、これは100台というかたちになっているけど取れんというふうなかたちになって、検証した結果でこうだというかたちで、とりあえず日本設計に今の2号案、示した2号案を検証する中でこういった課題があって、こういったかたちじゃないとできないという、1つの日本設計が示したわけですからね。

ですから、代替案というのがちょっと僕の理解は十分できないんですけど、あくまで2号案が基本となって、それを検証して若干変更してこの日本設計に検証していただくというふうなかたち、その房安副委員長が言っておられる対案という意味が、ちょっと僕には十分理解できないです。ですから、基本はやはり何回も言いますけれども、住民投票にかけた2号案をやはり検証してきた、いくという考え方でね、何か2号案とは別のもんだというふうな認識にちょっと僕は思えたというか、ちょっとしたものですから、ちょっとその辺を話をさせていただいているわけですので、あくまで基本は基本というかたちを崩してはならないというふうに、私は思っておりますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 これは前回の調整会議のときに、日本設計の方をお願いをしたわけですが、現実には住民投票でかけた2号案というのは要するに不可能な点が多いと。ですから、ああしたらこうしたらできますよという案を特別委員会として出したわけですが、その2号案が、これこれではできませんよという、要するに1つの結論としてそれが検証結果。それであくまでそれはクリアするために、じゃあこうしましょうよ。じゃあ、駐車場150台取れませんが、125台取れるのかよくわかりませんが、それだったらできますよということなんで、住民投票で市民に示した150台っていうのは取れませんというけじめを1つ、検証結果としてけじめをつけて、そこまでで1つの検証結果とするということを私は市民に対する責任としてやらなきゃいけないんじゃないかというふうに申し上げているわけです。だって現に市民に示して投票してもらった案ができないわけですからね。私はそういうふうに考えます。ですから、こうしたらいいんじゃないかという、それでこうしたらこういうふうになって2号案に近くなりますよということは、それは言えるでしょう。けどそれは2号案じゃないわけですからあくまで。というふうに理解をしております、前回はそういうふうに日本設計にどうかこれは出来ませんという1つの結論は結論として出していただけのしょうねと申し上げたら、いやそれは当然ですとそれはしますと日本設計はおっしゃっていたわけですからね。

◆橋尾泰博 委員長 その他ありますか。ただいま、房安委員並びに上田委員の方から御意見をいただきました。今回の特別委員会というのは、条例案検討しておった折の2号案の検証ということでございます。地下の部分が柱頭免震が基礎免震、これは県庁と同じ免震工法を採用しようということでございますし、それから駐車場の問題、これは新第2庁舎の方に関連をしていくわけでございますけれども、言えば新第2庁舎につきましてはこの度の検証は免震工事で検証するというようになっておりますけれども、新第2庁舎につきましてはどのような工法でやるかということについては、基本設計ですか、そちらの方で。うん、いやいや免震で決まったわけじゃないですよ。免震工法で、いや、算出するというで。これは金額の積算をするということでありまして、その認識がちょっと違うと思います。そういうことで先ほど、房安委員がおっしゃったように、この2号案の検証をしていく中で今言っておられるのは、地下の地下室の部分の柱頭免震が基礎免震に変わった。それから駐車場台数が150台というふうに2号案では提案をされておったけども日本設計さんとの協議の中で、その台数は確保できないということが明らかになってきたわけです。

そういうことでその調査結果というのは、日本設計さんが報告書として取りまとめをされて、出てくることだと思いますし、要はこの2号案の検証をまずやってどこができてどこができないのかということをはっきりと明らかにまずしていかないと次の特別委員会の議論にならんというふうに思います。そういう点で先ほど房安委員が、前回の調整会議あるいは特別委員会等で条件が変わったことについて検証したけども条件が変わってできない。それに伴って今回、先ほど事務局の方が朗読をいたしました、このような変更した条件等を整理をさせて提案をいたしました。それに伴って、当初の2号案この点が変わりましたと。それについてこの工法を取りますということでそれについての積算、当然基礎免震にすれば工事額ですか、それが増えてくるというのは特別委員の皆さんすべて認識をされておることだというふうに私は理解をいたしております。そういうことで、これからこの特別委員会をもう少ししましたら一旦休会にさせていただいて、それで今日東京の方から日本設計さんが来ていただいております。それで今後の中間報告あるいは最終報告の取りまとめについて、どのような報告書にさせていただくかという議論がございます。その中で、今、房安委員がおっしゃったようなこともきちっと申し上げて、どういう条件が変わってこういうかたちになりましたという検証をきちっとしていただくように進めさせていただきたいというふうに思います。というようなところでよろしいでしょうか。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 先ほど、副委員長が言われたその代替案ということなんですけども、上田委員がおっしゃったこと、それから橋尾委員長が今縷々述べられたことを整理すると結局その2号案のできることできないこと、それを検証して日本設計の方から今ペーパーが配られているように原案については、これができないんだと。それに近づけるためにはこういう案が必要なんだと、それに代わる案と今委員長おっしゃったんだけど、それを整理すると代替案ということには私はなるんだというふうに思いますよ。ですから、この原案が何となくこのそれに近づけるために変わってしまったということではなくて、やはり私たち特別委員会は住民投票で示された2号案についての検証を行った。その検証を日本設計がはっきりとできないことはできないと、このように述べられたことを私たちがどのように受けていくのかということがまずは問題なんだというふうに思うんです。そうじゃないとこの市民の皆さんにもわかりづらい、非常に。私はそういうふうに思います。ですから、副委員長がさっき言われた代替案という言葉は適切だと思いますよ。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。私が言うのもどうかと思いますけれども、こうして委員の皆さんが、この耐震改修案の事業推進に当たっていろいろ議論をしていただく中で、皆さんの、私なりの受け止め方ですけども、この2号案の工事は基本的なものは崩さない、崩さないように。それで2号案を検証しよう、まずしようということでありますから、その中でいろんな御議論をいただいて取りまとめさせていただいたのが先ほど朗読をいたしました3枚目のペーパーでございます。調整会議で協議して変更した条件等、これが皆さんの御意見をいただいた中で合意がとれたものということで、事務局と字句を整理をさせて今日確認の意味で皆さまがたに御提示させていただいたものでございます。決して皆さんの御意見いただいたものをないがしろにしてはおりません。皆さんの意見を集約したものがこのような文言になったということ

で、提示をさせていただいております。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 2号案から物理的にと言いますか、業者の方からいろいろ検証するとまずもって最初からできないというような条件がありましたよね。柱頭免震であった場合にそこに機械を置きながらの工事はできない。当初の案はできるということで、柱頭免震で今の機械を使いながらというような条件だったんですけど。これはもう基本的に変更せざるを得なかった。ですから、その居ながら工事でも前回の話ではできるけど厳しいという状況の中、でも2号案に近いものだからということでできる条件という、できるということでそのあたりを精査していただきたいということを話をしておったというふうに思っております。代替案というのがいいのかどうか、ちょっと私もわかりませんが、いずれにしても当初の2号案から駐車場台数の確保等々についても変わっているわけですから、これはやはりそのこれは委員会の中で2号案について、こうこうこれが出たんだけどこれはできなかつたと。ですから、これに近いものとしてこういう方向という議論が今あるわけですから、その辺の手順はしっかりこれ付けて置かないといつの間にか変わってしまったという格好にならざるを得ないと。そういうふうに思われても仕方がないような状況になるわけですから。ですから、基本的にもう当初の案から全く変わったものについてここで議論したわけですし、それから専門家の意見を聞いてそれは納得してこの今3枚目のペーパーが出ているわけですから。ただ、その意向の中で委員会としては当初の冒頭の出た案でこれはできませんでした、ということはしっかり委員会としては確認をして、それから次に移らなければならないというふうに私は思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** ですからこの特別委員会が検討してきてね、日本設計に検証をお願いして最後にこの3枚目の何回かの検討、それから日本設計との調整会議の中で3枚目のこのペーパー、先ほど言ったようにね、柱頭免震ができないからというかたちで全体を基礎免震するという点はお互いに確認しておるわけで、私もそれはそれで了解、良としてそういった方法でやる方がベターかなあという考え方。

それから駐車場についても日本設計は日本設計で台数を示してきたわけですからそれはそれで僕は今回検討委員会それから検証結果の中でそれはそれで、日本設計が検証したんだからそれはそれで良としておるわけですね。ですから、その3枚目のペーパーで日本設計にできる部分、できない部分を明らかにして検証してもらったわけですからそれはそれで僕はいい。議論してきた中でね、このペーパーも先ほど言ったようにいいというふうに良としておるわけです。ですけど、これが代替案だとかたちではっきりと、2号案とは別の代替案だとかたちの認識は私はだめだというふうに申し上げておきたいというふうに思うんです、それは変わったことに対しては、だから、2号案を検証してきてこういった点が変わったとかたちで市民にその説明をする必要はあると思うわけです、当然。ですけどこれが代替案で2号案とは別のもんだという、そういった認識でなくして2号案を検証したらこういった点が、問題点があつてこうだとかたちは市民に対しては十分情報提供しては必要だというふうに思いますけどね。これが2号案とはまったく別のもんだというふうな認識では、ちょっと市民に対しても住民投票にかけた、我々が議会として議会の総意で住民投票にかけた責任として、

そういった代替案、2号案とは別のもんだとかたちで言うことはいかなもんかなというふうになんて申し上げておきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 さっき私がけじめだと言ったのは、これ委員会として当初の2号案を業者にお願いして精査をしてもらったときに、できないことがあると。ということで、今、代替案と言っていいのかわかりませんが要するに変更した方向で今進んでいる。これは、日本設計の方で報告書を出していただくときに、当初の冒頭の2号案、これは要するに具体的にできないものがあるわけですからそれはしっかりとそのことについては報告をいただきたい。併せてこれはもう委員会の中で、いずれにしても委員長の方で委員長報告されるわけでしょうから、中間報告、最終報告ね。その中でもやはりこの2号案についてできなかったことはしっかりあるわけですから、このことについてはしっかり明言していただかないと。要するに委員会が知らん間に何か工法が変わってきたりというようなことが、この議論の中では見ておられるかたはわかるかもしれませんが、やはり正式なそれこそ委員会の報告、委員会の協議結果としては、このことはやっぱり明言する必要があるということなんです。だから、それがその代替案でいくのがいいのかわかるのかというのは、またこれは1つのまた別の議論だというふうに思いますけど、そこはやはり詰めておかないといけんということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 それはそれで僕もいいと思っている。変わったとかたちでね、できなかった部分はこうだとかたちで、委員長報告でされることは当然必要かというふうに思います、それはね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 今の議論を聞いておまして、上杉委員も上田委員も同じ意味のことを言っておられるんだと僕は思うんですけども。やはり基本は住民投票にかけたものができなかったのか、できたのかということだと思うんですけども。それで代替案なのかその改良案なのか、それはちょっとわかりませんが、ただ言えることは代替案としても、我々の守備範囲の中で示せるものと言えばやはり基本的に住民投票にかけた理念であったり、あるいは計画の、要は基本の部分、ここを変えないで改修なり増築をしていくということですから、その範囲で言えば、そこを越えたような逸脱したような代替案というのは、我々が示すことではないと思っておりますので、そういった点で言えば代替案ではないのかもしれませんが、ただし原案とはやはり明らかに一部変わってきた部分があるというのは、これは事実ですから。うん。その理解ということでこの場は収めたらいいのでないかなというふうに思います。

それと、最終的には金額は出てまいりますので、同じ工法、同じ手法でやられても金額が必ずしも一致するか、しないかというのはこれまた別の話です。だから現時点ではとにかく住民投票にかけた1枚目のペーパーについてはこれですと。それで2枚目については結果はこうでした。3枚目については代替案か改良案かは別としてその趣旨を損なわない範囲で、我々がまとめたものとして日本設計の方に積算業務に入らせていただくというのが3枚目ということでこれは確認し合ったらいいのでないかなというふうに思います。

それと、あと1つ戻るような話でちょっと申し訳ないんですけども、まず地下、いわゆる本庁舎、ここの地下の基礎免震をした部分については倉庫という扱いをしないということでこれはよろしいですね。ちょっと確認しておきたいんです。こういう方法もありますよということで山本先生がこういろんなところに書いておられますけども、我々の住民投票にかけた基本的な考え方は、あの時点ではそこまではかけていませんよということでよろしいでしょうなあ、ということをおぼろげに確認しておきたいのと、もう1つ気になっておりますのが、いわゆるその構造体としてのI類というのは、確かに検討会でもあったんだろうと思うんです。むしろそういう表現よりも当時は重要度係数という言葉でおやりになっておられましたけども、1.5以上のレベルに持っていきたいなど。ただし、本当でここについて何というんでしょうね、その建築非構造部材であるとか、建築設備の部分をA類、甲類まで当時考えておられたかというのはいささか私はそこまでの議論はなかったんじゃないかなというような気がしているんですよ。

それで山本先生の質疑に出したような中身を見ても、はっきりしたそういったところまでは私はお考えになっておられなんじゃないかなという気がいたしておまして、これはむしろ我々が、でもこうとこうということで設定をしたというふうな理解で私はいいいんじゃないかなという気がいたしておまして、非常にそこははっきりなかったような気がしているんです。それでこれは金額に関わってきますので、そういう要は別途加算の部分ですねということをおぼろげに確認しておいたらいいいのかなというふうに思っておりますし、それとあと建築基準法の解釈に伴っての既存不適格部分の改修については、これは結論が出たということをおぼろげに改修をやるということは当然ですけども、併せてこの費用については当時は別途だったと、結論が出てなかったからと。こういう前提で我々が共通認識として持った上で最終的に金額が出たときには、どこが別途だったのか、あるいはどこが入っていたのかということは皆さんで共有しておいていただきたいなと思います。そのあたりだけ委員長の方で、私の今の意見に対して何か他の委員のかたから異議があればあれですけど、確認を取っておいていただきたいなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、湯口委員の方から縷々御意見がございましたけども、湯口委員の御意見に対してどなたかありますか。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 おおむねおっしゃるとおりだと思います。ただ、I類、A類、甲類につきましては、たぶんこれは調整会議だったと思いますけれども、それでやっていただきたいという申し入れをこちらからしているわけですよ、日本設計に対して。ですから、それをそこまでなくてもいいんじゃないかと、どうせ何十年も持たない建物だからというのを、そこまでなくてもいいと免震なんだからということで、うん。いや、ちょっと待ってください。その調整会議でそう言ったのはやっぱり免震改修して、ちゃんとこれから長く使っていかなきゃいけないんだと、ちゃんとした方がいいんじゃないだろうかという委員の思いで、私はそういう議論になっていったというふうに感じておりますので、それをどうするかということは委員会ではそうだと、ただ執行部にこういうことと言った場合に、執行部の判断でそれはされればええんじゃないかなという気はしております。そういう要するに20億8,000万に、じゃそれが含まれるかという、検討会の場でそういう法律に適應しないといけんための費用というのは別途

だよというふうになっているわけですから、私はこのままでやっていただければそれでいいと思って、はい。

◆橋尾泰博 委員長 皆さんに御意見いただく前にちょっと議事整理をさせていただきます。まず、湯口委員が最初におっしゃられた地下部分の利活用についてですけれども、これは今回の基礎免震工事をして、それであとはどういう形態になるかわかりません。これは当然市の庁舎整備局と次の設計業務をやられる段階で議論をしていくことだろうというふうに思います。先ほど、湯口委員がおっしゃったように、そこまで山本さんがいろんなことをおっしゃっているけれども、それは検証に今回の分には入らないと、これは皆さんも御確認されていることだというふうに思います。

それから先ほどの設備関係の話ですけれども、山本さんがその住民投票の検討会で議論している時にはそこまで念頭になかったんだろうと、多分そうだろうというふうに思います。ただ、特別委員会のこの中で議論をしていく中で設備もそういうふうにしようということでございます。それで、これはやはり今、我々特別委員会が向かっておりますのは、2号案を決めたときの検証でありますからそれはそれでしていただいて、その今出ました設備関係の部分ですね、これはそういうことで特別委員会が決めましたと。それで調査業務をお願いしましたとその部分の積算については積み上げていただいて、その違った条件が出て来ましたですね。その部分はその2月、3月の時点では結論が出ていなかった部分がたくさんありますので、その新しい条件の部分については別途積算をしていただいて、やるという形で報告書の中で、分かり易いようにきちっと積算をしていただきたいと思いますこれはもう日本設計さんの方にもお願いしなければならんことだろうというふうに思います。

そういうふうなことで、先ほど調整会議等で変更した条件等についてということで御確認をいただいて、異議なしということで採決をさせていただきましたけれども、基本は皆さんおっしゃっていることは非常に似かよった御意見のように私も受止めさせていただいております。言えば微調整の段階かなあという感じがいたしますけれども、骨格としては調査業務を先ほど事務局の方で読み上げさせていただいたように進めさせていただきたいというふうに思いますが、特別委員会の基本的な物の考え方を再度確認をいたしますけれども、2号案、この基本は崩さないということで、今日まで議論を進めてまいりましたので、その基本だけは崩したくないという考えであります。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、しばらく休憩をさせていただきたいというふうに思います。それで2時から6階の全員協議会室の方に会場を移しまして、調整会議を再開させていただきたいというふうに思います。特別委員会は一旦ここで休憩をいたします。

午後1時44分 休憩

午後5時58分 再開

◆橋尾泰博 委員長 それでは市庁舎耐震改修及び一部増築に関する調査特別委員会を再開いたします。

先ほどまでは休憩後日本設計さんを交えまして、調整会議、長時間に渡り御審議をいただきましてありがとうございました。先ほどの調整会議における今回の提示等も確認をさせていただき、議事を進めさせていただきたいというふうに思います。この鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築に関する調査業務でございますが、計画案の検討と今後の課題ということでございまして、本庁舎の改修につきましては、執務室の内装工事、新第2庁舎に仮移転を行い工事をしなければならないという提案がございました。それから、新第2庁舎及び半地下駐車場の駐車台数の与条件の変更ということで、駐車台数を117台という提案が新たにございました。それから計画案の検討の2番目でございます。代替案の概算工事費というところがございます、これは今後の提示というところでございますけれども、現段階で工事費に見込められない工事項目を記載という記載がございまして、どういうことが想定できるのかという質疑の中で、配管類等、開けてみないとわからない部分があるんで、これらを実施してからでないといふ工事が進めることができないということ、あるいは引越しの際の壁の移動というようなことが日本設計さんの方から提案がございました。

それから3番目の代替案の整備工程は、先ほどの提案では基本的には2年5ヶ月かかるということでしたが、工法、設計が決まれば工事の進め方によっては約2年間に短縮するということが可能ではないか、これも今後の検討課題というような提案がございました。

それから4番の今後の課題についてでございますが、建物性能に係る事項につきまして、BCP、バリアフリーの対応をどうするのかというようなご質疑がございまして、この点もこの建物性能にかかる事項、ここの項目の中できちっとした報告書の中に取り込んでまいりたいということがございました。それから3番目の周辺への影響事項ということで、防音対応と言いますか、これをどのように進めていくのかというようなこともございまして、従来土間コンをはつるとか、あるいは柱頭免震をするということで、これが地下の方で工事をする、あるいは基礎免震にするということで、従来よりは防音の発生する音が当初よりは小さくなるのではないかとございまして、反対に内装工事に伴って、その内装工事の折には音が若干市民の皆様、あるいは職員の皆さんに御迷惑をかけるということが想定されると、こういう提案がございました。

また、今後の提示ということで項目も何点かあげさせていただきましたけれども、これについては具体的な説明がありませんで、次回の10月29日の調整会議で明らかにしたいということでございました。今日の調整会議、今、縷々申し上げましたけれども、日本設計さんとの質疑応答の中で確認をした事項でございます。このように決定を本日の調整会議結論を導いたわけでございますけれども、このように進めさせていただくということで、再度、特別委員会の席で確認をさせていただきたいというふうに思います。今、私が申し上げましたような調査業務の進行を進めるということで御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。はい。それでは全員異議なしということで、ただいま申し上げたとおり、この検討を進めさせていただきます。

それと1つ、先ほどの調整会議の中で上田委員の方から計画案（代替案）の検討と今後の課題ということで、代替案というのは別の計画という印象を市民の皆さんが持たれると、そう

いうことでこの文言について如何なものかという提案がございました。委員の皆さんからこの点については、特別委員会の方で議論をし最終の結論を出すべしということでございます。

先ほどの協議の引き継ぎになりますけれども、この代案、代替案という文言についての意志統一を図らせていただきたいというふうに思います。委員の皆さま、どなたからでも結構でございます。挙手の上、発言をお願いいたします。はい、房安委員。

◆**房安 光 副委員長** さっきの特別委員会でもお話をしましたけれども、代替案であるのか、変更案であるのか、改良案であるのか、私も文言がどうであるのかということは拘っていませんけれども、要するに住民投票にかけた2号案でできないことがずいぶん出てきたと。そういうことに対して市民に対する議会としてのけじめというのは、これはつける必要があるのではないかというふうに思っております。要するにできない案を示して住民投票をしてしまったと、これはもう結果的にそうってしまったわけでございます。ただ、できないまんまではいけないので、なんとか住民投票の意志、あるいは2号案に近いところでやっつけようということは確認をされておりますけれども、あくまで2号案に全く基づいた、全部が基づいているということにはなりませんので、代替案でも、変更案でも、改良案でも、改修案でも何でもいいですけども、2号案とはやはり区別すべきだというふうに私は考えます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、房安委員の方からそのような意見をいただきました。その他の委員の皆さんで御意見ありますでしょうか。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 最初の、本日の特別委員会で3枚のペーパーが配られました。①～③まであるわけですけども、①については住民投票で諮った原案であると、それで③と明らかにこの途中、この仕様書に基づいて日本設計が調査をした結果、先ほど副委員長がおっしゃったように、明らかにこの住民投票で示した原案に基づいての、この設計というのは不可能であるという、これがまず大前提、結論であろうかと思うわけです。検証した結果さまざま、先ほどの調整会議でも上田委員の方からありましたが、この検証した結果、課題がさまざま浮上した。要するにこの2号案に深刻な瑕疵があったということが大前提で、この度、先ほど委員長が述べられた計画案の検討と今後の課題ということが出てきているわけです。

それで、この代替案とするのか、文言は別として明らかにこの原案とは違うんであるということ委員会として明らかにしておかないと、やはり市民に対しての説明責任が特別委員会としてもつかない。そういうふうに私も思いますので、私はこの代替案という表現、適当であるということをも最初にも申し上げておりますし、このままでいいのではないかなというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、桑田委員の方から御意見をいただきましたけれども、その他の委員の皆さん、はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 今日の冒頭の委員会の中でもこの話がちょっと出たわけでした、私は委員会としてのこれは調査業務の報告書の中には大きな1番として調査があつて、最後に調査案の検証結果というのが出とるわけでした、それには整理表を作成して工期の想定、概算工事費の積算不可ということで、これでもう結論で締めくくつとるわけなんですわね。ですから、それを受けて、先ほどの房安副委員長の話ではないですけど、これで終わるという話にならないので、こ

の委員会の中でいろんな議論の中では、じゃあ、どうしたら2号案に近いものというかたちの、要するに代替案が出るとするというふうにそういうことだと思っております。私はさっき房安副委員長が言ったように、代替案あるいは変更案という文言については私も拘っておりません、拘って。ただ、議会として、委員会として1号案、2号案について検証、知見の活用をして検証したんだけど、結果として2号案については、2号案の提案した分については調査の検証結果のとおりであるということでの報告はこれはしていただかなければならない。

それを踏まえて、いわゆる変更案であったり、代替案の検証を議会の責任としてやったんだということ、これをはっきりさせればいいと思っておりますので、私は代替案がいいのか、変更案がいいのか、聞く人によっては要するに変更というのは全面変更ではなくして、ある程度元の案をおそらく踏まえたかたちの中で変更するという、変えていくということだろうし、代替案というのは全く従来の案からは全く変わったもので、それ変えていくという、そういうニュアンスがあるわけなんですわね。それを市民の皆さんがどういうふうに受け取るかということで、これは恐らくこの文言からすれば、賛成された市民のかたも反対されたかたも、どちらもこれは代替案ということになるとけしからん話になってしまうというふうに私は思っております、どちらからもね、それは。だって、普通内容からすれば推進するというか、ここ、ここがいいと言っている市民の皆さんは、そんなに全部変わった話じゃないかと、全部、全然、その一部変わっているだけの話じゃないかというそういう声はあるだろうし、逆に推進で市民病院前の跡地がいいって言われた人は、最初のこの案とは違ったものが出てくるんじゃないかということも出てくるわけで。じゃあその話で、いずれにしても、この我々の責任でこの代替案あるいは変更案が出たことについても、市民の方からはそれで良かったなあというような、そういった声があればいいんですけども、どちらの市民からも何や最初の話と違うんじゃないかというような、両方から声が出てくると思います。

でも、できないものはできないわけですから、それは我々の責任ではっきりと説明をし、それでこの計画案の代替案あるいは変更案の検討というふうに進まないといけんとするんですけども。私はあえて言うならば代替案でなくして変更案でいいのかなというふうには思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 はい。上杉委員が言われた考え方で、私も同じような思いをしておりますけども。調査案の検証結果というのは、ここにきちっと書いていただくということがまず大前提だと思います。それを踏まえて、我々で許されている範囲で要は住民投票にかけた基本的な考え方なりを崩さない中で、今、考え得る最良の方法としては、こういうのが1つの案だろうということで話し合われてきたのが今日の、最終のこの、今、代替だとか変更だとか出ていますけども、そういうことなんだろうと思うんです。

ただ、受け取り方として、やはり変更っていうのは、先ほど言われたようにやっぱり、あったものを一部修正したり直していくということだろうと思いますし、代替っていうのはやっぱり、全く新しいものにこう発想の転換をしてその諸条件を整えるっていうことでしょうか、そういった意味で言えば、私も変更案というようなかたちで表現するのがいいのかなというよ

うな気がいたしております。

ただ、最終的に議会がそのことにおいて、どういう対応を取っていかないけんかということについては、やはり検証案の結果、調査案の結果という部分については明らかに変わってきておりますので、その部分の我々はやはり責任というものを議会全体が負うていかないといかんと考えておりますし、当然この内容についても説明責任を果たす我々の責務だろうと考えております。それで最終的には同じ内容であったにしても金額も変わることがありますので、最終的に金額がどういうかたちで出てくるのかということも含めて、今後の対応をしていかないといかんのかな、こういうふうに思っています。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。言えばこの字句の整理でございますけれども、当然我々がこの特別委員会で議論してまいったのは、2号案の検証ということでそれを日本設計さんとの調整会議の中で現実的に工事が地下室の部分で無理だということで、そうかといって耐震改修を進めていく上で、この2号案の基本的な考え方、理念こういうものは尊重しなければならんということで、地下室の柱頭免震をやるという部分を建物全体を基礎免震にしよう、言えば県庁と同じ免震工法を進めて行こうということにあいなったわけです。当然皆さんがおっしゃるように当初の2号案とは工法が若干違ってまいります。このことはやっぱり明確に報告書の中に記載しなければならんと思いますし、代替案ということになると皆さんのお考え方が、その言葉がどうかなっていうお気持ちのかたもあるんではないかと思っております。その中で上杉委員の方から変更案という1つの提案がございました。言えば2号案ができないということで、じゃその住民投票にかけた2号案の基本的な理念と我々がくみとって実施をしていくか、言えば文言の整理でございますから、言えば改良案だとか、改善案だとかいろんな言葉が出て来るだろうというふうに思いますけれども、基本的には我々が責任を持って検証して、できない部分がみられたとその部分については、この基礎免震にするということで2号案の基本的な考え方を変えない形での検証作業ができるということの結論をいただいて、日本設計の調査業務をお願いするということまでできております。

その中で、今1つ変更案という案も出てまいりましたけれども、どういう形でまとめて行くのがいいのか、最終的な詰めに入らしていただきたいと思っております。上紙委員。

◆上紙光春 委員 私も、今上杉委員、湯口委員がおっしゃった、その名称に拘るもんじゃあないんですけど、確かに代替ということになれば違ったもんだということもありましょし、今、委員長がおっしゃった改善案と違って、改良案ってなこともね、いけば際限なくあると思うんですが。私は皆さんこれちょっときついかんと思われるかもしんですけども、検証案というふうにしたらどうかなという、例えばですよ。検証してみたらこうなったという、ずばりです、これね。というのがね、ただ検証というのは厳しい意味がありまして、ちょっとどうかなあと、もうちょっと貧弱げな名前の方がいいかなという感じもするわけですけどね、私はずばりいうなら検証案が、一番検証してみたらこうだったということですね、よくわかるというふうに。

それともう1つ付け加える、私は一貫してそういうこと意見を申し上げた経緯もあるんですけども、住民投票した重要な結果が出てこういうふうになっているんですけども、上杉委員のおっしゃっていましたように色々な意見が出て来るだろうと思っております。けれどね、やっ

ぱり5万とか3万の皆さんは特に5万の皆さんは70億もかけんでもええと庁舎に。私は1年に一遍も3年に一遍も行かないというような、例えばですよ、そういう話の中で、なるべく庁舎に錢かけずにできることなら安くあげてほしいという願いが、本質論として現れたもんだと私は思っているんですよ。こじりをひろったような市民はおられんと思いますよ。そうしますと、やっぱり検証してみたらちいと変わったぞみたいなことで、御理解がいただけるんじゃないかと、顛末ははっきりしないといけませんよ、今、桑田委員がおっしゃっていましたように。そういうことで、1つ提案です、そういう意味合いで検証案というのを私はふいと思っているんですけども、いかがなものでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員の方から検証案という提案があったわけですけども、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 確かにそういう言葉もあるかなあとは思ったんですけども、検証っていうのはようするにいろんな検討して、これが出ましたということなんだけども案ではないわけだわね、検証した結果、これ結果であって、それを案とすること自体にちょっと違和感を感じるもんですからね。その辺がどうなのかなと。これは国語の先生でないと分からないかも知らんけども、検証したらもうそれは検証結果であって、案という形はちょっと馴染まないのかなという気がしますね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員

◆伊藤幾子 委員 私は、言葉はどれっていう拘りはないんですが、やっぱり大事なところはもとの案が検証した結果出来ない部分があるということで次の段階に入ってるわけですよ。このちょっと変更した部分にね。じゃあ、もともとの案がなぜここに書かれているように工期が想定できなかつたり、工事費の積算が出来ないのかと、なんで出来ないかというところの説明がきっちりとして議会として市民に対してしないと、いくらその言葉を変えて耳障りのいいような言葉に変えたとしたって意味がないと思います、私はね。だから、やっぱりどうその議会として、この委員会として、この第1段階のもとの案の検証結果をどう捉えて、どう、それこそ検証じゃないですけど、するのかというところが肝心であって、あと何とか案という名前のところについては、私はそれも説明のしようかなとは思っています。いかに説明するかというところでね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 それは委員会の責任というのは最終的にこの委員会での最終報告にあるというふうに思っております。ですから、委員会報告、委員長報告にたぶんなるだろうけれども、委員会報告の中でなぜこれが出来なかったということははっきりと報告の中で明らかにしないとけんし、するべきだとそれは委員会の責任だと私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員

◆伊藤幾子 委員 はい。付け加えてだからそのために今日ではないですけども、結果が出てから報告がきっちり上がって来てからの議論になるかと思っておりますけれども、やはりそこはここでしっかりと議論をしていただきたいとか、するべきだということを一言いっておきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆**房安 光 副委員長** 伊藤委員と同じようなことを僕は冒頭申し上げたわけでございますけれども、要するに2号案というのは嘘っぱちのところがいっぱいありましたよということの責任を市民に対してどうとっていくのかということなんです。まったくね。だから、そりゃ議会が全会一致で決めて示して住民投票しましたと、中身は嘘だったですよ。それって議会全体として責任をおわなければいけない。この特別委員会だけで責任を取れるもんでもないし。そういう部分をちゃんとして、できないままではいけませんので、代替案なのか、変更案なのか、検証案なのか、こういうのを作りましたと。これで理解していただけませんでしょうかというのがあります、確かに。あるけど、やっぱりはじめ、できなかった案を示して住民投票しましたというはじめは、どっかでやっぱりつけないと前に行けないというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** ちょっとまってくださいね。当然房安委員が言われることは良くわかるんですけども、当然我々特別委員会として1つの方向性を出して、最終の報告書が出てそれを市民の皆さんにきちっと説明する責任はあるんですけども、具体的にはじめをつけないければならん、具体的についていってもいろんな方法があるかと思えますけれども、房安委員なりのはじめのつけかた、どういうふうにはじめをつけるのが我々特別委員会あるいは議会全体というお話があったわけですけども、1つの提案でもあればお聞かせいただけますか。

◆**房安 光 副委員長** 代表的な例として、1つ。私が病院跡地に新築移転をする派の人から言われてることは、議会としての責任をとることは解散だと。議員定数を早く決めて解散しろとそれが議会の責任であるということをお聞かせしております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございました。桑田委員。

◆**桑田達也 委員** はい。委員長報告も含めて、今後のスケジュールの話にもつながるんだと思うんですけども、いずれにしてもこの2号案でできなかったという結論、特別委員会で導いたわけですから、これは委員長報告の中ではっきり言うていただくということは肝心なんだろうというふうに思いますね。それで先ほど検証案というようなお話も上紙委員の方からありまして、確かにそれもいいのかなども思ったんですが、我々この2号案を検証してきて、そしてこの日本設計さんをお願いをし、2号案の不備な点縷々御説明をいただいた。そしてその変更点はこうですよということを我々聞いて、じゃ変更点に基づいて、市民に示せるこの案は何なんだということを考えれば、やはり代替案というのが一番相応しいというふうに私は思います。

先ほど、この国語の話じゃありませんけども、少しこの変更案ということは少しちょっと私は逆にそぐわないんだろうなというふうに思います。というのが、今回の報告書についてというペーパーを出された、日本設計さん御自身も、この自ら出されたこの案を代替案というふうにこの位置付けておられることからみても、私はやっぱりそれはやはり専門家の目からみても、2号案の不備な点があり、そして変更点を検証しそして新たに出てきた、新たにと言うか、それに基づいてこの日本設計から導かれた代替案であるということが、一番このシンプルに市民の皆さんにもわかりやすいことなんだろうなというふうに、私は理解しておりますのでこのとおり代替案でいいんじゃないかなというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員の御意見を伺いました。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 休憩前の特別委員会にもこの問題を僕の方から提起したわけですけども、やは

り代替案ということになったら、やっぱり新築移転を進めたかたも、それからこちらを1号案を支持した人も2号案を支持した人も、鳥取市民からやはり大きな批判を受けますよ。僕はそう認識をしています。それで先ほどから言うように、議会で全会一致で1号案、2号案を示して、住民投票をした責任としてそれと変わる代替案、2号案と変わる代替案ということになったら、これは議会の責任ですよ、議会解散ですよ。私は覚悟、そのくらいな、議会としての責任を取らなだめだというふうに思っていますよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 その点については、検討会においてもこの上田委員の方からも何度も出ているお話だというふうに私も認識をしております。ただ、じゃ変更案ということと、代替案ということと、どれだけの差があるのかというふうに思うわけですよ、ええ。市民にわかりやすいことを言葉で言えば、代替案の方が変更案よりもよりわかりやすい。要するに2号案がだめだったという話ですからね、ええ。ここ、どこがおかしいのかなというふうに思いますけどね。そして、この特別委員会で代替案、これが11月の5日じゃなくて、その週末ですか、成果品として出てくる。そうなればこの次の段階としては当然ながら、この特別委員会だけの議論じゃありませんから、議会全体として何だかのかたちで全協なりもって、この代替案、変更案なり代替案なりのこの説明をきちっとして、そしてこの市民にもわかりやすい、議会としての結論を要は導いていかないといけないというふうに思います。ですから、議会の解散とか、そういうことが出ておりますけども、代替案という言葉になったから議会の解散、変更案でも議会の解散ですか、これは。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと議論が横道に逸れてきておるんで、議会解散というのは1つの例えとして、房安さんの方から新築を支持されておったかたの方から、そういう声も聞いておるといふ1つの例えとしてお話をされたこととございます。桑田委員の方は代替案でいいんじゃないかという話がありました。その中で、日本設計さんもそのように代替案ということで書いておられるからということのつけ加えもあったと思いますが、我々特別委員会がいろいろできない部分、それから2号案の基本的な考え方を崩さないように耐震改修を進める方法として、言えば、基礎免震という、言えば地下室の部分何ぼでしたかな、380㎡かな、それを基礎免震に変更して地下設備を生かしていく方法で検証してはどうかという、この概算の検証に当たって、話をまとめてきたところでございまして、上杉さんの方から変更案、それから上紙さんの方から検証案というような言葉が出てまいりました。例えば、この2号案を特別委員会として検証を進めてきた結果として、住民投票にかけた思いを議会も全会一致で認めたわけとございますし、いろいろ検討してきた中で今回のような日本設計さんの方に検証作業をお願いをするということとここまで来たわけとございますから、私は上紙さんが提案をされた検証案、特別委員会でいろいろ議論をして変更する部分も含めて、いろいろ皆さんの総意を図っていく中で、こういうかたちで検証していただくという案を特別委員会でまとめ上げてきたわけとございますから、検証案というかたちでもいいのではないかと当然どんな案というような名前をつけても、我々議会が市民の皆さんがたにきちっと説明する責任はございますし、当然、このようなかたちで進めていって、あとは房安委員がおっしゃるようなそのけじめ、具体的なけじめとい

うことになってくるんだろうと思いますが、この案の名称については、検証案というかたちではいかがでございましょうか。皆さんの議論聞かせていただいて、そのように私は感じましたけども。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 今、橋尾委員長縷々言われましたけれども房安委員が先ほど言われたけじめ論というのはあったんですけども、これについては当然何らかのけじめはつけなきゃいけないと思います。というのは、一番最初にこの検証をしようというときに、一番最初の大前提がこの第2号案についてどうだったのかということを検証しましょうと。ですから今回、日本設計さんが出された1の方がこれあくまで検証であって、それで2の方は、その検証結果が出た関係で全くできませんよと。大変我々としても市民に対して嘘をついたようなかたちになったんですけどもできないという結果が、もう出るのが目に見えていますので、じゃそれだったら次の段階でどのようにしたらいいんだろうという、私はこれは桑田委員が言われたよう、また房安委員が言われたように、新たな案だというふうには思っております。あくまで変更点というのはあると思いますけれども、やはりその最初の前提となる市民にお示しした案ができなかったというのが、一番の結論になりますので、じゃできなかったらじゃ、どうするんですかと言ったら、やはりこれはどこを美辞麗句使おうが新たな案だというふうには私は思っておりますので、私も代替案でいいんじゃないかなというふうには思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 要するに、今の現段階で議会としてこの市民に対してどういう責任を、今、果さなくなっちゃいけないのかということだと思っんですよ。だから曖昧にしちゃいけないと思っんですね。だからこの住民投票で示した原案についてはできなかったと。その上で確かに厳しい議会として受け止めないといけない、厳しいことかもしれないけども、日本設計から示されたこの代替案、これを私たちが責任を持ってこういうふうなこの原案が変更になりました、申し訳ありませんと言って、それでこの代替案を市民の皆さんに示していかないといけない段階になっているわけです。ですからここで私たちがまたこの曖昧なことを言って、何かこの原案が一部変更になってとか、言うことじゃなくって原案そのものが否定をされたわけですから、その上でこの日本設計が日本最大手の設計事務所が代替案として出してきたことを、私たち委員会が真摯に受け止めなくって、どうして市民に説明できるんですか、これ。

◆**橋尾泰博 委員長** 桑田委員の御意見はよく私も理解はしておるつもりだと思いますけれども、この特別委員会、この2号案の検証を進めていく中で日本設計さんといろいろ調整協議等もしまして検討をしてみました。その折に日本設計さんの方から地下室の空調、あるいは電気設備これを言えば新第2庁舎の方に動かさないと工事ができませんよという提案がありました。言えば、それと土間コンの関係で工事を床をはつらないといかんと、だから居ながら工事はできませんよというような提案があった中で、土間コンの部分については地下で免震工事をするということで今検証作業をしていただくということで決定をいたしました。ただ、電気設備については移転をしなければならんというような話が出てまいりまして、伊藤委員の方からできない、できないという話であれば、できない計画だったらもう検証する必要がないのではないかという御意見も出てきました。

その中で、委員の皆さんの御審議をいただく中で、耐震改修案、2号案このできんということが現実になってきたのであれば、そのできんという方法を検討してはどうかというような、それが議会としての責任がありますよというような御意見をいただき進めていく中で、それでは地下室の部分は柱頭免震ということになっているけども、地下室の部分も基礎免震というかたちで検証作業をすれば工事もできるし、それが今の2号案の理念というものを言えば阻害するものではない、それを尊重しながらできるだけその2号案に近いかたちでの検証を進めていくという審議経過で今日に至っておるわけでございます。

そういう中で、皆さんがおっしゃるように2号案でその柱頭免震という部分ができないということは明らかになったわけですから、当然これは市民の皆さんの方に地下室の柱頭免震という工法ではできませんということは明確に御説明しなければなりませんけれども、この耐震改修案の基本的な理念を尊重しながら、できる方法を検討しようということで今日に至っているわけでございますから、最終的には議会としてのけじめの付け方というところになってくるんだらうと思いますけれども、はい。

◆湯口史章 委員 ダラダラしてもあれですから。私は責任論っていうのは当然出てきますよ、最終的には。どういう責任を取るかは別として。ただ今の時点で金額も出てない今の時点で、その議論をまことしやかにされるのは、僕はどうなんかなと思うんですね。私から言わせれば柱頭免震だろうが基礎免震だろうがそんなことはどうでもいい話なんです。これは技術論の話ですから。要は免震をやる上で使いながらして出来ればいいわけで、尚且つお金がそれなりに収まればいい話であって、だからそれを柱頭免震が基礎免震になったというような、今の結果の時点で、ああだこうだっていうような議論をしても仕方がないんじゃないですか。うん。それから駐車場については明らかに33台程度の不足が出た。じゃあ、33台違ったということにどういふ我々が説明なり責任を感じるかというのは、今後考えたら私はいいいと思いますし、その他の部分で言えば、私はそんなに内装制限の遡及云々なんていうのは元からなかった話です。だから、今時点で皆さんが責任論も含めていきり立った議論をされるので私はちょっと不思議なんです。

だから、私は冒頭にも言いましたけども、同じ工法同じやり方ができても金額が出た段階でどうかっていうことが一番大事なんですよっていうことを申し上げたつもりでね。だから、その結果もやがて出るわけですから、今日のところはそここのことについては差し控えていただいたらというふうに思いますけど。

あと代替案がいいか、変更案がいいかっていうことで言えば、一般の人がどういふふうにと読んでときに受け取るかっていうことだろうと思うんです。別にどちらの名前にしても内容変わるわけではないわけですし。一般のかたがこれを大きな新しい本当に提案みたいなことしかできなんだのかいやというふうにとられるのか、そこだと思っただけです。あんまり細かいこと言って、変更だの代替だのっていうような議論は議会はすべきじゃないと私は思います。むしろ中身については、今言ったようなことですから、言葉を出すときに一般のかたが素人のかたも含めて、見ておられないかたも含めてどんなふうにとられるのかなあということで、私は判断すりゃあいいじゃないかと思うんです。中身が変わるものでもないわけですから。

からね。そういった意味から言って、上杉委員が言われたああいうのでいいのでないかなというふうに私は思ったので、先ほどそういうような意見を述べさせていただきましたけど。そんなふうに思っていますけどね、私は。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 湯口委員が言われるのは最もだと思います。金額も出てない段階でということで、私が先ほど解散のことを申し上げましたのは、委員長からじゃあどういうけじめの取り方があるんだと問われたものですから、新築移転賛成派のかたからはそういうふうに言われてますよという1つの例として申し上げたわけでございます。

それから、それから今おっしゃった中でちょっと2、3はつきりさせておかないといけんなと思うことがあるんですが、1つは柱頭免震の問題です。検討会の中でも柱頭免震ではできないんでないかという議論は随分されました。それから建築士事務所協会の報告書でも柱頭免震では地下室は使えませんよということをはつきり出ていました。それで、駐車場の台数にしても、いや150台なんてとっても無理ですよ。これも最初からわかっていたし、建築士事務所協会もそういう考え方でした。それで内装制限についても、これもずいぶん議論されました。既存遡及ということが必ず出てくるんじゃないのか、それは増築ですよ、あるいは本庁舎のこの地下室を広さを取れるんだから、そこに取って倉庫にでも使ったらいんじゃないかという案を山本浩三さんが出されて、ちょっと待てよと、湯口委員は設計士ですから、そういうことをするとこれは増築になりますよと、内装制限既存遡及発生しますよということ、もうその時点でわかってたことなんですよ、要するに。

それで、検討会で縷々その議論もして、できるんだと、せないけんことは、せないけんけど柱頭免震で、駐車場150台でできるんですよと言い切って、その案で住民投票したわけですからね、要するに議論をしておきながら。だから議論をしておきながら、できないんじゃないかという疑問点を全て押さえてできるんですよ。山本浩三先生はどなたが設計してもできますよと、参考人招致ではそういうふうにおっしゃっておられた。それができないということがわかったということなんで、全然議論してなくて、こういうことでどうだということ、どうで住民投票にかけたんじゃないんですよ。全部議論した上で、できるんですよと決めて住民投票をしたわけですから。だから、議会の責任というのはやはりそれなりにとっていかざるを得ないと。そりゃ金額が出て、正式な報告書が出た段階で議論すればいいと私も思いますけどね、だから、議論なしでここまで来ているんじゃないんで、検討会でもあれだけ議論をして、出た結論が間違っていたわけですから、それはやっぱり責任は免れないし市民に対してはつきりとその説明をする必要があるというふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 反論するわけじゃないですけどね。あまり技術論のことで、私は云々かんぬんすべきじゃないと思うんですわ。柱頭免震だろうが、先ほども言いましたけども、基礎免震だろうがね、そんなことは大した私は問題じゃないというふうに思っているんです。要は免震をどういうかたちでやりさえすれば施設が使いながらしてやれるのかなということですから。ただ、検討会の中でいろんな議論があったというのは、私も聞いておりますし、なかなかすごい

う意見が通らなかったというような部分も、私も何度か傍聴にいったりして見てきておりますけども、それはあの時点でそれぞれの立場で、それぞれの専門家にかかった中でそういうことを主張されたんだろうと思います。

最終的には我々もそれを受け入れたという経過があるわけですけどね。ただ、免震のやり方が違うから、これが嘘をついたんだというようなことの大きな責任論だというような言い方は、私はあまりそういうふうには思っていないんですね。ただ、金額がかかかってきますからね。その部分ではどうなるのかなと思って、私は今金額が出てくるのを待っているんですけどね。駐車台数については確かに33台足りないということですから、これについては申し訳なかったということと言わざるを得ないと思いますけどね。だからあまり、何て言うんですかね、いろんなことを条件として言ってきたというのはこれは確かですから、そのことについて検証の結果が間違っていたということであれば、我々はそれはきちんとした説明等、責任が伴うということだと思いますけどね。今しばらく金額が出てくるのを待って、またこういう議論をしたらいいいんじゃないかと。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。

◆房安 光 副委員長 決めてあげないといけん。

◆橋尾泰博 委員長 うん、これを、これをね。いろいろ御意見をいただきました。今、皆さんからいただいた御意見も再度確認をさせていただきます。桑田氏は代替案でこのままでよろしいという意見でございました。それから上杉委員、湯口委員の方からいろいろ審議してきた中で変更案というかたちで提案をしたらどうかという御意見がございました。それから、上紙委員さんの方から検証案と。我々がずっと議論してきた検証案というかたちでいいのではないか、現在3つ出てまいりました。どうしましょう。どういうかたちで一本化したらいいいんでしょうか。先ほど、湯口委員の方から技術的なこと云々という話がありました。要は、我々特別委員会は住民投票の結果に伴ってこの耐震改修案をどう市民の皆さんに御納得いただくかたちで、実現をしていくかというのが目的でございますので、この代替案云々というようなことは、この検証作業の中ではそんなに大きな部分を占めることではないと思いますけれども。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 さっき湯口委員の話の中で、検討会、上田委員さんも一緒にかんりの時間を割いて検討して、その頃にさっき言った内容の技術的な問題でかなり議論をした。結果としては、そういうこと、今回のように出来ないような状況もあるわけですけども、それを振り返って前の議論を、以前に言ったんだけどまたそれこそ元に戻るような議論をするべきではないと。ただそういう事実があったというような状況の中で、この委員会でも後ろ向きの議論はやらまいやという話をしているわけでしてね、ですから代替案という考え方の中には、やはり以前、以前というか、賛成、反対で議会の中で大きな大激論をした、そういう状況の中で我々の立場は、やっぱり以前のように、当初のような、何て言うのかな、市立病院跡地、そちらの方にそれこそ賛成して、今この結果としては住民の投票を受けて、この現庁舎の位置で検討しているというような思いの中のじくじたる思いというのも、多分あるんじゃないかなというふうに思います。これはね。それはやっぱり、これは議会の中で本当に議事を二分したような話の中で

大きな議論をして、結果としてはもう住民に委ねた。ですから、これは代替案であろうが、あるいは変更案であろうが、いずれにしてもこれは変わった話でしてね。それで私がさっきから言っているように、大きな変更があったというふうには思っておれません。全く当初の案から 180 度展開したという話はないわけだから。私はだから、代替案、代替えというかたちではなくして、変更というかたちの中でいけばいいのではないかなというふうに思います。委員の思いは桑田委員の思いも、もの凄くわかるし、私もそういう思いはもちろんあるんだけど、でもここで突っぱねて、走っていっても前に進まんような話になるわけだけだし、逆に先ほど、上田委員の方から言わせれば、賛成、反対、どちらの市民からも代替案、代替えということになると、どちらからも大きな反発を受ける話になってくるわけ。それは、内容がわからんままに、その言葉だけが独り歩きするようなこと、これをちょっと心配しとるわけですね。そういうこともやはり私の言うことも踏まえるならば、検証案という、あれもあったんですけども、やはり検証の結果、変更したということであるならば、やはり変更案というかたちで収めるのがいいのかなというふうには思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 なるべくみんなの合意で収めましょう。私の検証案取り下げますけえ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは、この代替案に変わる言葉として、いろいろ皆さんの御意見を聞きました。今、上紙委員からの御提案もございました。それでは、当然、この調査業務を進めていく中で、日本設計さんの方からできないとこはできないということをお指摘いただいて、じゃあどうするんかということでお前にいっているわけですから、2号案の検証を進めていく中で、言えば柱頭免震の部分为基础免震にして向かっていくと、これは2号案の理念を基本としております。それを尊重して進めていこうということで、工法に若干の変更があるということでございます。

その中で、いろいろ御意見をいただく中で、変更案というかたちで進めていけばどうかという意見が、この特別委員会の中で意見が多いように受け止めさせていただきました。どうでしょうか。それでは、ちょっと待ってください。決を取る。その前に。はい、それでは、後ほどですね、これが全員一致でこの案がいいということに相成らんと思いますので、いろいろ意見を聞いたのちに挙手で採決をさせていただきたいというふうに思います。その前に房安委員。

◆房安 光 副委員長 挙手で採決というふうにお発言されたんで、ちょっと話しにくいんですけども、要するに湯口委員言われたように、金額まだ出てないわけですよ。それで 20 億 8,000 万がどう動くかという、これ、要素も凄くあると思うんですよ。ですから金額がある程度示された段階で、例えばこれ 40 億と出たら変更ってなんないやあって、これ騙しとるわとなりますわな。それだったら代替案じゃないかと。ですからちょっと金額の目途がつくまで待ったらどうかと今思ったわけです。

◆橋尾泰博 委員長 今、房安委員の方からそういう御提案がありましたけれども、この調査報告書というのは、先ほどの調整会議でも確認をいたしましたように 11 月の 9 日に最終報告書として成果品が提出をされます。特に今回の調査業務で条例案を検討しておるときの 2 号案を検証するというごことばでございまして、今回日本設計さんといろいろ議論していく中、あるいはその

過程の中でその当時に予見できていない新たな工事等も出てきてまいったわけでございまして、最終報告の中で2号案の検証、それから新たに出てまいりました工事等それらも積算をしていただきたいというふうをお願いをしておるところでございます。

そういうことで、この文言につきましては11月9日の最終報告書にも記載して出てくる文言であろうと思いますので、最終報告書が出てから検討してはどうかということには相成らんのではないかというふうに思います。それでは採決をさせていただきます。今、2つ案が出ております。代替案、はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。私も特に感情論で進めるべきではないと思うし、冷静かつ客観的にこの報告書について議論すべきだというふうに思っております。その意味からも、極めて客観的な立場である日本設計の会社として代替案であるというふうな文言にお決めになったという背景というものも理解をして、私はこの議論をしなければいけないんじゃないかというふうに思います。はい。

◆橋尾泰博 委員長 それはそれで御意見としてはわかりますけれども。

◆桑田達也 委員 意見として。

◆橋尾泰博 委員長 わかりますけれども、この日本設計の方に調査業務を委託するのは我々議会の方でございますから、議会で決めればいいのかというふうに思います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 桑田委員の方で、今、日本設計の方から代替案が出たということだったんですけども、日本設計が勝手に代替案を出したのももちろんないわけ。これは委員会の中でどうしたらいいんだろうかということで、いわゆる変更というか、新たな方向性を出したかたちの中で、それで日本設計が代替案というかたちで出しておるわけですから、だから勝手に日本設計が全く違うものを勝手に出したわけではないわけ。これはこの委員会の中の議論の中でどうしたらいいんだろうかということで、だから我々はこれは逆に言えばね、委員会で代替案を出せという話じゃなかったはずですわ。でしょ。だから、これはこの分で日本設計が提案した代替案は、我々委員会の中で2号案が不可能だと、じゃあどうするかということでいろいろと協議をする中で出てきた案というふうに私は思っているわけ。だから、全くその代替案というその言葉の意味からすれば新しいものが全く違うものだという話なんだけれども、この委員会の中で全く違うものを議論してきたかどうかというこのことにも関わる話になってくるわけなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それではいろいろ御意見。

◆桑田達也 委員 ちょっと一言。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私はこの代替案の名称のことを言っているわけでありまして、私も日本設計が新たな案を勝手に出してきたというふうには理解しておりません。当然ながら特別委員会の審議を基に私たちが業務委託をして、ただそういう内容経過も全部含めて、この変更点もさまざま議論をした後に日本設計としてこの計画案というのが客観的に見て代替案という名称がふさわしいということで、このようなことになっているのだということを私は言いたかったわけですので、そこのところは御理解いただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 当然、最終報告書の中にも、いろいろ検討した結果でこういう現実の問題があつて、仕様書に書いてある形態ではできないと、それで基本的な姿勢を崩さないように検証するためにはということが出てきた案でございます。そのことは皆さんよくおわかりだと思いますし、わかった上での発言だというふうに思っております。いろいろ御意見をいただきました。いつまで、もうだいたい議論も出つくしたというふうに思いますので、採決を取らせていただきたいと思ひます。はい。

◆伊藤幾子 委員 すいません、ちょっと、私こだわりはないと先ほど言ったんですが、いろんなかたの意見を聞いていて、結局その元の案と理念を基に変更して、この今代替案というところが出ているというような話も出ていたんですけど、でもやっぱりその理念の1つに、やっぱり金額というのはね、上紙委員さん言われましたけど、それがあつたわけですよ。だから、これが出ていない中でちょっと私ね、すいません、よう判断しません。

◆橋尾泰博 委員長 はい。御意見いただきました。それでは採決いたします。代替案と変更案2つが出てまいっております。まず最初に代替案の文言でよろしいというかたは挙手を。伊藤委員に再度確認をいたします。態度表明ができない理由、もう一度明確にこれだけ議論を尽くした上での発言だと思いますので明確にお願いします。

◆伊藤幾子 委員 住民投票で市民が選択をしたわけですが、この現在地案のその2号案の理念というのは建物こんなしますよというだけではなくて金額というのがやっぱり大きいわけですよ。少ないなるべくお金をかけないでほしいというね、それがこの代替案ではこの金額が出ていないわけなので、先ほど房安委員さんが言われたように私は今の段階ではこれはちょっと判断できないなと思つたということです。

◆橋尾泰博 委員長 お諮りをいたします。伊藤委員の方から金額が出てまいっていない状況で、態度表明を明らかにできないという提案がございました。伊藤委員の方からそのような御提案御意見がございましたけれども、伊藤委員の提案を取り入れるのがよろしいと思われるかたは挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それから採決をすべしというかたは挙手をお願いをいたします。

賛成者挙手

◆橋尾泰博 委員長 1、2、3、4、同数か。それでは4対4でございます。伊藤委員の御提案も受け止めさせていただいておりますけれども、これは最終報告書に載ってくる文言でありますし、この点もきちつと整理をしませんと日本設計の方も最終報告書の作成に向かつて、作業が進まないという点があつたかと思ひます。採決を取らせていただきたいと思ひます。案としては代替案、変更案2つ出ております。まず最初に代替案を支持されるという委員のかたは挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それから、続きまして変更案でよろしいという委員のかたは挙手をお願いをいたします。

賛成者挙手

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは変更案が4人、代替案が2人ということで、この計画案の検討と今後の課題、文言が代替案、1、2、3、4、5、6、6カ所日本設計さんの方から出ておりますが、この文言を変更案に変更すると。変更案に変更するということを日本設計さんの方にきちっとお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

そうしますと、今日の調整会議で細部にわたる日本設計さんとの調査業務の詰めをさせていただきました。また、その前段におきまして、日本設計の方に調整会議で協議して変更した条件等これの確認もさせていただきました。そういうような今日長時間にわたる御審議をいただきましたけども、今日皆さんの御同意をいただいた、結論を導いていただいた方向に沿って、日本設計さんの方に最終報告に向けての作業に入っていただくということを確認し、特別委員会を閉会いたしたいと思います。よろしゅうございますね。はい。長時間お疲れ様でございました。

午後7時06分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博